

温研 1-H28-006 号
平成 28 年 10 月 27 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕温泉主管部局 温泉利用許可担当職員 殿

公益財団法人 中央温泉研究所
理事長 長島 秀行

平成 28 年度温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止策検討に関する 調査について（依頼）

環境省では、昭和 50 年に「温泉の利用基準」（昭和 50 年 7 月 12 日付け環自企第 424 号環境庁自然保護局長通知）により、硫化水素を含有する温泉についての利用基準を定め、平成 18 年にはその一部を改訂し、改めて「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」（平成 18 年 3 月 1 日付け環境省告示第 59 号。以下、「告示」という。）を定めているところです。

今年度、環境省では告示に関する改善及び遵守徹底等を目的として、有識者から構成される「設備構造等基準検討会」を設置し検討を行っています。昨年度、平成 26 年度の温泉利用許可状況について各都道府県等への調査を行いました。硫化水素を含有する温泉の現状や行政の対応等についてさらに詳細な把握を行う必要があることから、今回調査を実施することといたしました。お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、同封の調査票への回答にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、記入後の調査票については同封の返信用封筒をご使用いただき、**平成 28 年 12 月 22 日（木）**までにご返送ください。また、調査結果について一部の皆様には後日電話により聞き取り調査等をお願いすることがありますので、その際のご協力もよろしくお願いいたします。

本調査により得られたデータは、施設が特定できない形式で、「平成 28 年度温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止策検討委託業務」に係る検討会資料や環境省へ提出する報告書に使用いたします。また、得られたデータについては、環境省に対して情報公開請求があった場合に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）等に基づいた対応を行うこととなります。

第 3 回検討会（1 月中旬開催予定）で使用する都合上、回答は必ず期日までにいただけますようよろしくお願いいたします。なお、本調査票及び様式の電子

ファイルが必要な方は以下の担当者までご連絡ください。

業務名

環境省委託業務：平成 28 年度温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止
策検討委託業務

担当職員

公益財団法人中央温泉研究所 第 1 部 滝沢英夫

Tel:03-6372-1126 Fax:03-4526-0755

E-mail:takizawa@onken.or.jp

平成28年度温泉利用施設における硫化水素中毒事故防止策検討に関する
調査票

総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉の利用の実態について

- Q. 1 貴管内に温泉1キログラム中に総硫黄2ミリグラム以上含有する源泉はいくつありますか

| | |
|-------|---|
| 硫化水素型 | 本 |
| 硫黄泉 | 本 |

- Q. 2 総硫黄2ミリグラム以上含有する温泉を温泉法第15条第1項に基づき公共の浴用に供している浴槽数はいくつありますか

| | |
|------|----|
| 室内風呂 | 箇所 |
| 露天風呂 | 箇所 |

- Q. 3 Q. 2のうち、浴室内(露天風呂を含む)の空気中の硫化水素濃度が浴槽湯面から上方10cmの位置の濃度が20ppm又は浴室床面から上方70cmの位置の濃度が10ppmを現在超えている浴槽数はいくつありますか

| | |
|-----|----|
| 浴槽数 | 箇所 |
|-----|----|

上記浴槽の設置場所(住所及び施設名等)を別紙様式1に従い記載してください。なお、複数ある場合は、様式1に従い浴槽ごとに記載してください

- Q. 4 Q. 2のうち、浴室内の空気中の硫化水素濃度を測定していない浴槽数はいくつありますか。

| | |
|-----|----|
| 浴槽数 | 箇所 |
|-----|----|

上記浴槽の設置場所(住所及び施設名等)と未測定の理由を別紙様式2に従い記載してください

Q. 5-1 浴室内の空気中の硫化水素濃度を定期的に測定している浴槽はいくつありますか

浴槽数 箇所

Q. 5-2 Q. 5-1のうち事業者が自主的に測定している浴槽はいくつありますか

浴槽数 箇所

Q. 5-3 Q. 5-1のうち都道府県知事等が硫化水素濃度の測定が必要と認めた浴槽はいくつありますか

浴槽数 箇所

上記浴槽の設置場所（住所及び施設名等）と測定頻度等を別紙様式3に従い記載してください。

総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉に関する温泉法の運用状況について

昭和50年7月12日以降に実施された状況についてご回答下さい

Q. 6-1 温泉法第15条第1項に基づく利用許可申請の際に浴室内の空気中の硫化水素濃度がわかる書類を添付させていますか。どちらかを○で囲んでください

添付させている 添付させていない

Q. 6-2 温泉法第15条第1項の申請の際に施設の構造等の図面を提出させていますか。どちらかを○で囲んでください

添付させている 添付させていない

Q. 6-3 温泉法第 15 条第 1 項に基づく利用許可処分の際に硫化水素に関する条件をつけた例はありますか。どちらかを○で囲んでください。条件を付けた例がある場合にはその内容を具体的に記載してください

条件を付けた例はない

条件を付けた例がある

その内容：

Q. 6-4 硫化水素に関して、温泉法第 34 条に基づく報告徴収を行った件数はいくつありますか

件

Q. 6-5 硫化水素に関して、温泉法第 35 条に基づく立入検査を行った件数はいくつありますか

件

Q. 6-6 硫化水素に関して、任意（行政指導）による立入検査等の件数はいくつありますか

件

Q. 6-7 硫化水素に関して、温泉法第 31 条第 1 項に基づき第 15 条第 1 項の許可を取り消した件数はいくつありますか

件

Q. 6-8 硫化水素に関して、温泉法第 31 条第 2 項に基づき温泉の利用の制限を命じた件数はいくつありますか。またその制限の内容について記載してください

件

内容：

Q. 6-9 硫化水素に関して、温泉法第 31 条第 2 項に基づき危害予防の措置を講ずべきことを命じた件数はいくつありますか。またその措置の内容について記載してください。

件

内容：

Q. 6-10 硫化水素に関して、行政指導として、不備を指摘し、改善を指導した件数はいくつありますか。またその指導の内容について記載してください

件

内容：

Q. 7 硫化水素が原因又は、原因と疑われる事故事例について発生年月日とその内容を可能な限り過去に遡り記載してください（本質問については、昭和 50 年 7 月 12 日以前の事例についてもわかる範囲でご記載ください）

・浴室内での事故

・浴室外での事故

ご協力ありがとうございました。

調査内容に関する連絡に使用いたしますので、貴自治体名とご担当者連絡先を記載してください。

自治体名：

担当者名：

連絡先

Tel：

Fax：

E-mail：